

# 平成29年度小規模多機能型居宅介護事業者又は 看護小規模多機能型居宅介護事業者の追加公募について

## 1 公募の趣旨

千葉県高齢者保健福祉推進計画（平成27年度～平成29年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、公募を実施します。（事業所整備に係る経費について、「9 補助金について」に示す補助を実施する予定です。）

※小規模多機能型居宅介護事業所については、随時募集も行っております。公募要件外で指定要件を満たす場合は、随時募集にて応募してください。（詳細については、介護保険事業課ホームページをご覧ください。）

## 2 募集するサービスの種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護又は  
看護小規模多機能型居宅介護

## 3 募集地域及び募集数

### (1) 募集数

1事業所

### (2) 募集地域

- ・市街化区域
- ・市街化調整区域の一部（千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条に該当する場合に限る。）

#### ア 看護小規模多機能型居宅介護

中央区第4圏域、稲毛区第2・5圏域、若葉区第2圏域、緑区第1圏域を除く、市内区域

#### イ 小規模多機能型居宅介護

区	圏域	町名
中央区	第2圏域	旭町 亀井町 亀岡町 栄町 新宿 新田町 新町 神明町 千葉港 中央 中央港 鶴沢町 出洲港 道場南 問屋町 東本町 富士見 本町 都町 本千葉
	第3圏域	青葉町 市場町 稲荷町 亥鼻 葛城 寒川町 末広 千葉寺町 長洲 港町 矢作町
	第5圏域	生実町 塩田町 新浜町 浜野町 南生実町 村田町
花見川区	第2圏域	天戸町 柏井1丁目 作新台 長作町 長作台 花島町 花見川
	第4圏域	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目 西小中台 畑町 宮野木台1丁目
若葉区	第1圏域	愛生町 高品町 殿台町 原町 東寺山町 みつわ台 源町
	第2圏域	都賀 都賀の台 西都賀 若松町 若松台

	第5圏域	五十土町 和泉町 大広町 大宮町 大宮台 川井町 北大宮台 北谷津町 古泉町 佐和町 高根町 多部 田町 中田町 中野町 野呂町
緑区	第3圏域	あすみが丘 あすみが丘東 板倉町 大木戸町 大椎町 大高町 大野台 越智町 小山町 土気町 上大和田町 下大和田町 高津戸町 小食土町
美浜区	第1圏域	中瀬1丁目 ひびの1丁目 真砂 若葉

#### 4 募集用地

- (1) 自己所有地・借地を問いません。公募申込み時点で事業予定地を決定していなくても構いません。
- (2) 利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることを条件とします。(「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所立地イメージ」を参照。)
- (3) 抵当権(根抵当権を含む)等の事業所存続の支障となりうるような第三者の権利設定が無いことを条件とします。
- (4) 事業用地を借用し、建物を建設することで事業を開始する場合は、賃貸借予約契約書等が必要です。また、新たに事業用地を購入する場合、選定前に土地の購入をする必要はありませんが、審査時は土地の売買確約書等により、事業用地の確保を確認します。
- (5) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。

#### 5 公募の要件

- (1) 事業を実施する法人(当該法人の役員等のうちに暴力団員(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者が不在の場合に限る。)であること。(法人設立予定のものを含む。)
- (2) 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉市条例第65号)など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 建設計画については、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めること。また、この公募申込みの時点において説明を終えている必要はないが、公募申請書を提出する際には、必ず自治会等を構成する近隣住民の方々の理解を得るようにすること。
- (5) 平成30年4月1日までに事業者指定を受けることが難しい場合は、事業所開設までの工程表等を必ず添付の上、公募申請すること。
- (6) 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。

## 6 公募スケジュール（予定）

公募申込みを行った事業者を対象とした説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みの上、説明会に参加してください。

9月15日	公募申込み受付開始
10月20日	公募申込み受付締切
10月下旬～11月上旬	事業者説明会
説明会翌日	質問受付
11月中旬	公募申請書受付
12月上旬	公募申請書受付締切
12月上旬～1月中旬	審査、選定
1月中旬～1月下旬	あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取
2月上旬	選定事業者の決定

※ 今回の募集の詳細については、説明会にてお示しします。

※ 整備事業者として選定後は、あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取を行います。その後、施設設置に係る事前協議を開始し、事前協議終了後、速やかに整備に着手してください。

## 7 公募申込期間及び申込方法

申込期間：平成29年9月15日（金）～平成29年10月20日（金）（土・日・祝日を除く。）  
午前10時～午後4時

申込方法： 以下の書類を千葉市介護保険事業課の窓口にご持参ください。

申込期間の終了間近は混み合うことが予想されますので、なるべく早めの申込みをお勧めいたします。

なお、必ず事前に電話で日時を調整した上で、お越しください。

<公募申込提出書類>

- ① 平成29年度小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者追加公募申込書
- ② 法人の概要（法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等）

## 8 留意事項

- ・ 公募申込みを行った事業者を対象に、説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みを行い、必ず説明会に参加してください。（説明会に参加した事業者のみが公募に参加することができます。）
- ・ 公募申込みについては、運営予定法人（法人設立予定の場合も同じ。）とします。公募申請書は、公募申込みをし、説明会に参加した運営予定法人のみ提出できます。（公募申請書の数は、1運営法人につき1部に限ります。）
- ・ 説明会の開催日時及び会場については、公募申込みを行った事業者にご後日ご連絡します。
- ・ 公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- ・ 説明会の後、公募申請書の受付を開始します。必要書類、提出期間及び審査基準等は、説明会でお示しします。
- ・ 本件公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

## 9 補助金について

県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所整備に係る経費について、補助を実施する予定です。

ただし、本補助金は、県との協議により決定されることから、公募途中において、募集数を変更する可能性や交付されない可能性があります。金額等の詳細については、説明会でお示しします。

## 10 提出・問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課施設支援班

TEL : 043-245-5205

FAX : 043-245-5621

e-mail : kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

## (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所立地イメージ

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければなりません。

### <具体的な立地条件>

- 1 設置しようとする(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を含む半径100mの区域内に21戸以上の住宅等建築物があること。
- 2 設置しようとする(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を含む片側30m、延長500mの区域内に21戸以上の住宅等があること。
- 3 区域の境界付近にある住宅等については、区域線に当該住宅等の一部が含まれる場合、この住宅等を加えることができる。
- 4 適用に当たっては、円形、線形いずれかの方法を選択できるものとする。

### <具体的な立地条件のイメージ>

